

令和3年8月13日（金）開催

令和3年度
第5回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

第5回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和3年8月13日（金）
2. 開催時間 午前9時00分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊地國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男
8番 沖津由藏 9番 澤谷政夫
5. 出席職員氏名 農業委員会事務局長 澤谷 誠 主査 秋田 凌
6. 案 件
報告 第1号 農地の転用事実に関する照会について
議案 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第2号 非農地証明願の承認について
議案 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）
議案 第4号 横浜農業振興地域整備計画の変更（案）について
議案 第5号 令和3年度上十三地区農業委員会連絡協議会の要望決議について

7. 議事の経過並びに会議要領

事務局長 定刻となりましたので、ただいまより令和3年8月2日に招集告示致しました令和3年度第5回農業委員会定例総会を開会致します。

（皆様ご起立ください・礼・ご着席ください）

本日、出席されている農業委員は8名ですので、横浜町農業委員会会議規則第7条により、総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席されております。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議 長 長倉 （あいさつ省略）

事務局長 それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の

議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。

5番 杉山幸進 委員、6番 秋田孝明 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します。

事務局

1ページをお願い致します。

報告第1号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので、現地調査を実施致しました。今回は1件でございます。当該地については、〇〇〇〇に位置しており、現況は原野化しており地盤は押し固められておりました。以上農地への復旧見込みは無く、非農地として回答致しました。図面は2ページでございます。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

それでは、3ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は7月28日(水)に、農業委員5番 杉山委員及び農地利用最適化推進委員の濱辺委

員と濱谷委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明致します。今回の申請は3件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。番号1については、譲受人が住むための住宅を建築する計画となっております。番号2は、申請地の一部へ太陽光発電設備を設置し21年間地上権設定し利用する計画となっております。番号3は、下北縦貫道路に係る工事に伴い、申請地を仮設用地として利用する計画となっております。申請地の図面は4ページから6ページにございます。以上です。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 濱谷

それでは、報告致します。4ページをご覧ください。

番号1については〇〇〇〇に位置しており、現況は牧草が作付けされており、5ページの番号2は〇〇〇〇に位置しており、休耕しておりました。6ページの番号3は〇〇〇〇に位置しており、下北縦貫道路に係る買収により残地となった場所であり、現況は休耕しておりました。申請地は、全て必要最小限の面積であり集团的農地の分断へ繋がらないことと、工事現場からの必要性及び妥当性、作物へ影響のない必要最小限の場所、近隣耕作者への影響がないことから問題はないと思われま。

以上で議案第1号の現地調査の結果報告を終わります。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

農業委員 杉山

番号1は、分筆して住宅を建築するとのことだが今回のように1筆を何分割にもして転用することは可能なのか。

事務局

今回の場合は、農地区分及び農地転用の一般基準を満たしている農地のため、可能であります。補足ですが、番号1は第一種農地に該当となります。第一種農地は原則転用不可となっておりますが、集落に接続して建てられる個人住宅であるため、集落内の集落接続という不許可の例外に該当致します。

農業委員 杉山 住宅を建築しない状態で、いわゆる宅地分譲はできるのか。

事務局 宅地分譲は、都市計画法の用途地域内の場合のみなどに限られます。横浜町は都市計画法がないため、できません。

農業委員 杉山 わかりました。

議長 長倉 その他意見がなければ、これより採決致します。
本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第1号は許可相当とすることに決定致します。

次に、議案第2号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 7ページをお願い致します。

議案第2号 非農地証明願の承認について、ご説明致します。

今回の申請は1件でございます。申請地は、山林及び原野化しているため地目変更を希望するものであります。申請地の図面は8ページでございます。また、現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 濱辺 それでは、報告致します。8ページをご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇に位置しております。現況は山林及び原野化しており、地面は砂地となっており作物が育つような土質とは考えられませんでした。以上を踏まえ農地への復旧は困難であると判断いたしました。

以上で議案第2号の現地調査の結果報告を終わります。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第2号は承認することに決定致します。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

9ページをお願い致します。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、ご説明致します。今回の申請は1件でございます。申請地については、〇〇〇〇に位置しており、元々基盤強化促進法で利用権設定をしていましたが、支払方法を口座振替へ変更することと青年等就農計画に基づき、借受人を〇〇〇〇から息子の〇〇〇〇へ変更し農地中間管理機構へ切替るものであります。申請地の図面は10ページでございます。以上です。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

農業委員 澤谷

申請地の近くで耕作しているのですが、別の第三者が耕作しているのが見受けられたため、確認してほしい。

事務局

両者ともに申請書に押印の際、確認しましたが再度事実確認し来月の総会で報告致します。

農業委員 澤谷

わかりました。

議長 長倉

それでは、第三者については後日確認することとし、確認結果を来月の総会で報告願います。

その他、質疑がなければこれより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第3号は承認することに決定致します。

次に、

議案第4号 横浜農業振興地域整備計画の変更（案）について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

11ページをお願い致します。

議案第4号 横浜農業振興地域整備計画の変更(案)について、ご説明致します。12ページ及び13ページの横浜農業振興地域整備計画変更理由書及び14ページの図面をご覧ください。今回の変更内容は、〇〇〇〇について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断された土地であるため農用地区域から除外するため意見を求めるものであります。当該地は、〇〇〇〇の所有となっており、元々〇〇〇〇の1筆の中に農地と農業用倉庫等が混在しており農地部分と農業用倉庫等の部分を分筆したものであります。また、当該地については、7月9日開催の第4回定例総会で非農地として承認済であります。以上です。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第4号は承認することに決定致します。

次に、

議案第5号 令和3年度上十三地区農業委員会連絡協議会要望決議について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

15ページをお願い致します。

議案第5号 令和3年度上十三地区農業委員会連絡協議会要望決議について、ご説明致します。本年に開催が予定されていた令和3年度上十三地区農業委員会大会は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止となりましたが、中止の場合でも各地区の要望決議を作成し、県農業会議へ提出することとなっているため、要望決議を承認(決議)するものです。

要望決議(案)は、

三沢市農業委員会提案の「免税軽油制度の恒久化に関する要望」
野辺地町農業委員会提案の「新規就農者の就農環境整備に関する要望」

おいらせ町農業委員会提案の「地域の農業を支える土地改良区の

支援に関する要望」の3件です。

16ページをお願い致します。三沢市農業委員会提案の「免税軽油制度の恒久化に関する要望」は、これまでの要望決議の成果として、課税免除措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されたところではありますが、時限措置を廃止し恒久化を要望する内容となっております。

17ページをお願い致します。野辺地町農業委員会提案の「新規就農者の就農環境整備に関する要望」は、貴重な新規就農者への農業次世代投資事業等の公的支援について経営が悪化すると離農の決断に至ることや、移住者等への設備や施設を積極的に貸借する所有者等がおらず就農を選択する足かせとなっていることから、新規就農環境をマイナススタートではなくゼロスタートとするため、新規就農者に係る補助金の拡大・延長を図ること、また、新規就農者の経営継続を後押しするため、各種支援制度の拡充をすることを要望する内容となっております。

18ページをお願い致します。おいらせ町農業委員会提案の「地域の農業を支える土地改良区の支援に関する要望」は、土地改良区の維持管理の負担増や組合員の減少と高齢化等様々な課題に直面していることを踏まえ、土地改良区受益地内で今後基盤整備事業等を行う見込がなく、生産性が低い条件不利地に係る賦課金の取り扱いを含め、土地改良区の運営を支援する措置について検討することを要望する内容となっております。以上です。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第5号は承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

事務局長

これをもちまして、令和3年度第5回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和3年8月13日（金）

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 杉山 幸進 ⑩

議事録署名者 秋田 孝明 ⑩